

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「健康・医療・介護」会合	資料 2
平成29年10月27日(第1回)	

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「健康・医療・介護」会合 (第1回)

②医療現場における I C T 利活用

平成29年10月27日
総務省・厚生労働省

厚労省の保健医療分野におけるICT化の推進の取組の全体像

患者・国民に対する保健医療の質の向上

医療機関等の連携の推進

研究開発の推進

医療の効率化の推進

これまでの取組

医療情報の
デジタル化・標準化

医療情報の共有・連携の
ネットワーク化

イノベーションを生み出す
ビッグデータ化

更なる取組

保健医療分野のICT活用推進懇談会

- 厚生労働大臣の下に「保健医療分野のICT活用推進懇談会」を設置（2015年11月）。
同懇談会提言（2016年10月19日）を踏まえ、厚生労働省において提言内容の実現について検討。

データヘルス改革推進本部

- 2017年1月、厚生労働省内に「データヘルス改革推進本部」を立ち上げ。
- 2017年7月、データヘルス改革推進計画の策定・公表。具体化に向け、検討。

医療現場におけるICT利活用の状況について

	成長戦略の記載	これまでの取組状況・今後の対応
電子カルテ	<p>2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。 (「日本再興戦略」改訂2015) (注)日本再興戦略2016では中短期工程表のKPIに記載</p>	<p>2014年度(平成26年度)10月時点で77.5%と、2011年度 10月比で+20.2ポイントとなっており、目標達成に向けて順調に推移</p>
地域医療情報連携ネットワーク	<p>2018年度までを目標とした地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及に向けて、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援や診療報酬におけるICTを使った情報連携への評価を活用するとともに、相互利用が可能なネットワーク構築の仕組みやノウハウの発信を本年度中に行う。 (日本再興戦略2016)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想実現に向けた病床機能分化・連携のため都道府県が計画に位置づける場合には、地域医療介護総合確保基金の活用が可能 ・2016年度(平成28年度)診療報酬改定において、ICTを活用した医療情報の共有について所要の見直しを実施 ・2017年(平成29年)2月に、医療情報連携ネットワークの構築や運用を行う際に参考となる情報を一元的に発信する「医療情報連携ネットワーク支援Navi」を開設
電子処方せん	<p>実証事業の結果を踏まえつつ、患者の利便性の向上や調剤業務の効率化、安全確保に十分資する形で、来年度までに電子処方箋の導入を図るべく検討を進める。 (日本再興戦略2014)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年(平成28年)3月に「電子処方せんの運用ガイドライン」を策定 ・今後、電子処方箋標準フォーマットについて改訂予定であり、引き続き推進

医療現場におけるICT利活用の状況について

	成長戦略の記載	これまでの取組状況・今後の対応
電子版お薬手帳	<p>患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導を受けられるよう、本年度中に電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018年度までを目標とする地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進める。 (日本再興戦略2015)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年(平成27年)11月に、電子版お薬手帳の標準データフォーマットを拡充・統一し、運用上の留意事項を地方自治体に発出 ・2016年度(平成28年度)から予算事業でテーマ別モデル事業を実施しており、そのメニューの一つとして電子版お薬手帳の活用を推進(2018年度(平成30年度)においても、同予算事業の実施を検討)
遠隔診療	<p>遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。 (未来投資戦略2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔診療に関しては、現在、 <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔画像診断・遠隔病理診断 ・電話等による再診 ・心臓ペースメーカー等を使用している患者に対する遠隔モニタリングを用いた療養指導 について、診療報酬上評価を行っている。 ・平成29年4月14日の未来投資会議において、平成30年度診療報酬改定に向けた検討の具体例を提示。 ・今後、遠隔診療の診療報酬上の評価について、平成30年度診療報酬改定に向け、中央社会保険医療協議会において検討予定。

参 考 资 料

電子カルテ

電子カルテシステムの普及状況の推移

出典：医療施設調査（厚生労働省）

	一般病院 (※1)	病床規模別			一般診療所 (※2)
		400床以上	200～399床	200床未満	
平成20年	14.2% (1,092／7,714)	38.8% (279／720)	22.7% (313／1,380)	8.9% (500／5,614)	14.7% (14,602／99,083)
平成23年 (※3)	21.9% (1,620／7,410)	57.3% (401／700)	33.4% (440／1,317)	14.4% (779／5,393)	21.2% (20,797／98,004)
平成26年	34.2% (2,542／7,426)	77.5% (550／710)	50.9% (682／1,340)	24.4% (1,310／5,376)	35.0% (35,178／100,461)

【注 釈】

(※1) 一般病院とは、病院のうち、精神科病床のみを有する病院及び結核病床のみを有する病院を除いたものをいう。

(※2) 一般診療所とは、診療所のうち歯科医業のみを行う診療所を除いたものをいう。

(※3) 平成23年は、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

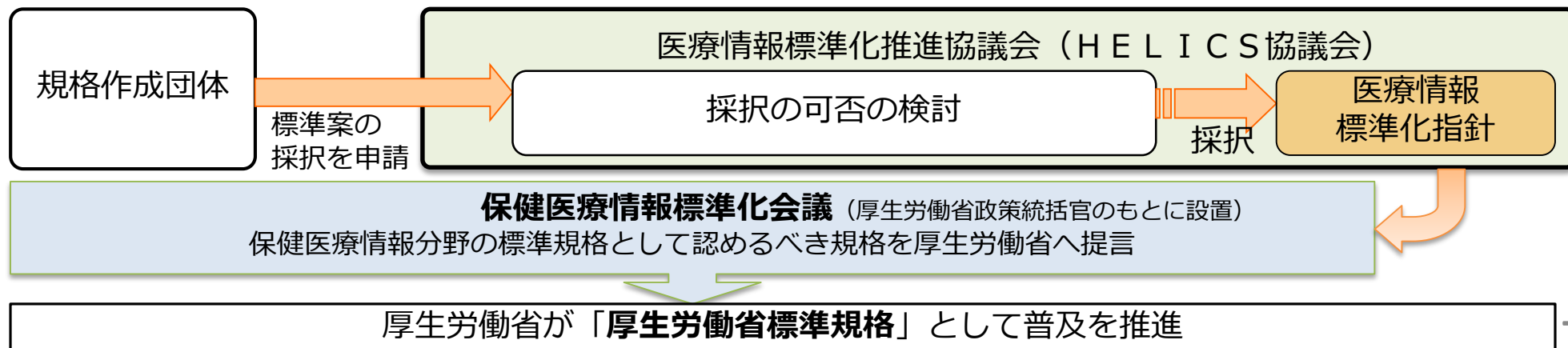
現状と課題

- ・保健医療情報分野の学会や事業者等の各種規格作成団体等が参画する民間団体「医療情報標準化推進協議会」が合意した指針について、有識者で構成する「保健医療情報標準化会議」の審議を経て厚生労働省が「標準規格」として認定し、普及を推進している（産官学が協力して標準化を推進）。
- ・課題として、例えば、電子カルテからの医療情報を交換共有するためのSS-MIX2が標準規格として決定されたが、標準化を徹底すべきとの関係者の意見がある。

対応の方向

- ・厚生労働省の「保健医療情報標準化会議」に標準規格案が諮られるよう、医療関係者のご意見を聴きながら、規格作成団体等とも密接に協力していく。
（例）「クリニカルパス学会の患者状態アウトカム用語集」（現在、HELICSで審議中）
2018年にWHOで公表予定の「ICD11」（病名の標準コード）

（参考）厚生労働省における標準規格認定の仕組み



保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）

厚生労働省標準規格は、保険医療情報標準化会議の提言を受けて、厚生労働省が決定

<制定：医政発0331第1号> 平成22年3月31日

- HS001 医薬品HOTコードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- HS009 IHE 統合プロフィール「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS010 保健医療情報-医療波形フォーマット-第92001部：符号化規則
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約

<一部改正：政社発1221第1号> 平成23年12月21日

- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS放射線データ交換規約

<一部改正：政社発0323第1号> 平成24年3月23日

- HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針（JJ1017 指針）

<一部改正：医政発0328第6号、政社発0328第1号>
平成28年3月28日

- HS022 JAHIS 処方データ交換規約
- HS024 看護実践用語標準マスター
- HS025 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様
- HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン

（「「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について」抜粋）

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

地域医療情報連携ネットワーク

医療と介護を総合的に確保するためのICTの基盤整備について

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（抄）

- 第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方
 - 1 基本的な方向性

（5）情報通信技術（ICT）の活用

質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築のためには、医療・介護サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術（ICT）の活用は情報共有に有効な手段である。一方で、情報通信技術（ICT）の活用方法は多様化するとともに、互換性が必ずしも十分に確保されていないという課題もある。そのため、医療及び介護に係る情報の特性を踏まえた個人情報保護に十分に配慮しながら、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術（ICT）の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。また、情報通信技術（ICT）を活用した医療・介護ニーズの把握やこれに基づく取組から得られるデータを踏まえた施策の立案も重要である。

地域医療介護総合確保基金での具体例（平成29年度）

ひろしま医療情報ネットワーク整備事業（広島県）

地域医療構想に基づいた病床機能の分化・連携を進めるため、ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)の更なる周知・参加募集を行うとともに参加に必要な初期整備を行い、参加施設数を増加させることでHMネットの更なる活用を図る。

しまね医療情報ネットワーク事業（島根県）

地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携等を進めるため、しまね医療情報ネットワーク(まめネット)における情報提供病院の拡大を行うとともに、連携アプリケーションの改修を行うことで、まめネットの更なる整備・活用を図る。

医療情報ICT化推進事業（滋賀県）

地域医療構想の達成に向けて更なる医療介護連携を進めるため、情報提供病院の診療情報を診療所等が閲覧するためのシステム「びわ湖メディカルネット」と、在宅療養患者の情報を多職種で共有するためのシステム「淡海あさがおネット」の統合を行う。

情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進

診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

- 診療情報提供書等の診療等に要する文書（これまで記名・押印を要していたもの）を、**電子的に送受できることを明確化し、安全性の確保等に関する要件を明記。**

画像情報・検査結果等の電子的な送受に関する評価

- 保険医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価。

（新）検査・画像情報提供加算

（診療情報提供料の加算として評価）

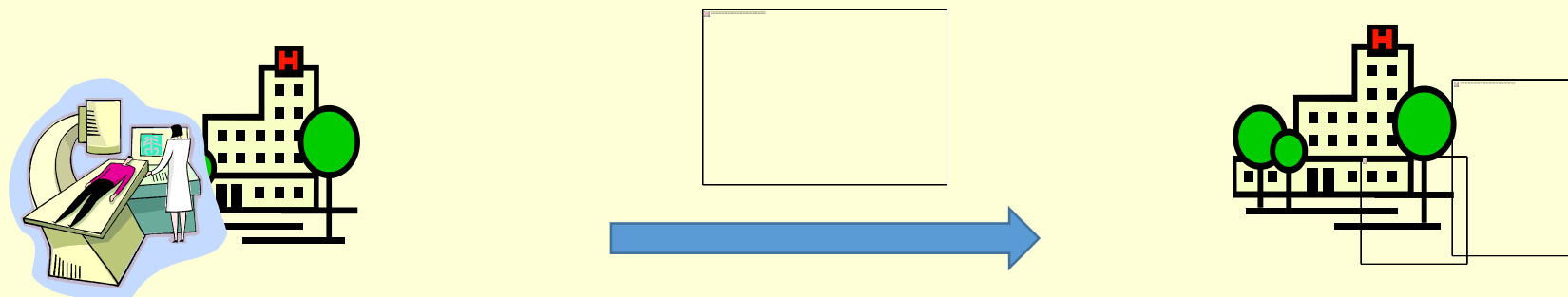
イ 退院患者の場合 200点

ロ その他の患者の場合 30点

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定。

（新）電子的診療情報評価料 30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定。



〔施設基準〕

- ① 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。
- ② 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

医療情報連携ネットワーク構築支援サービス事業

- ✓ 医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を図るための取組の一環として、医療情報連携ネットワークの構築や運用を行う際に参考となる情報を一元的に発信するWEBサイトを開設。
- ✓ 医療機関等が、導入する地域にふさわしい医療情報連携ネットワークを主体的に構築、運営していくことを支援する。

医療情報連携ネットワーク支援Navi

<http://renkei-support.mhlw.go.jp/>

医療情報連携ネットワーク運営主体へのインタビューやアンケート調査結果に基づく統計情報等を整理し、構築までの手順、様々な導入事例や実際に構築した地域の声などをまとめて掲載



様々なネットワークの構築・運用事例を紹介（ピックアップ事例）

- 医療情報連携ネットワークの運営主体へインタビューを行い、実際にどのような手順でネットワーク構築を進めたかを掲載。
- 晴れやかネット、まめネット等の8事例を公開。



ネットワーク構築の一般的な流れを紹介（構築手順）

- 医療情報連携ネットワークの構築手順を、①計画、②構築、③運用、④更改の4ステップに分類し、各ステップでの実施事項などを掲載。
- 特に、同意取得方法や標準規格採用などの判断が分かれる事項は、判断の材料となる情報を提供するページを作成。



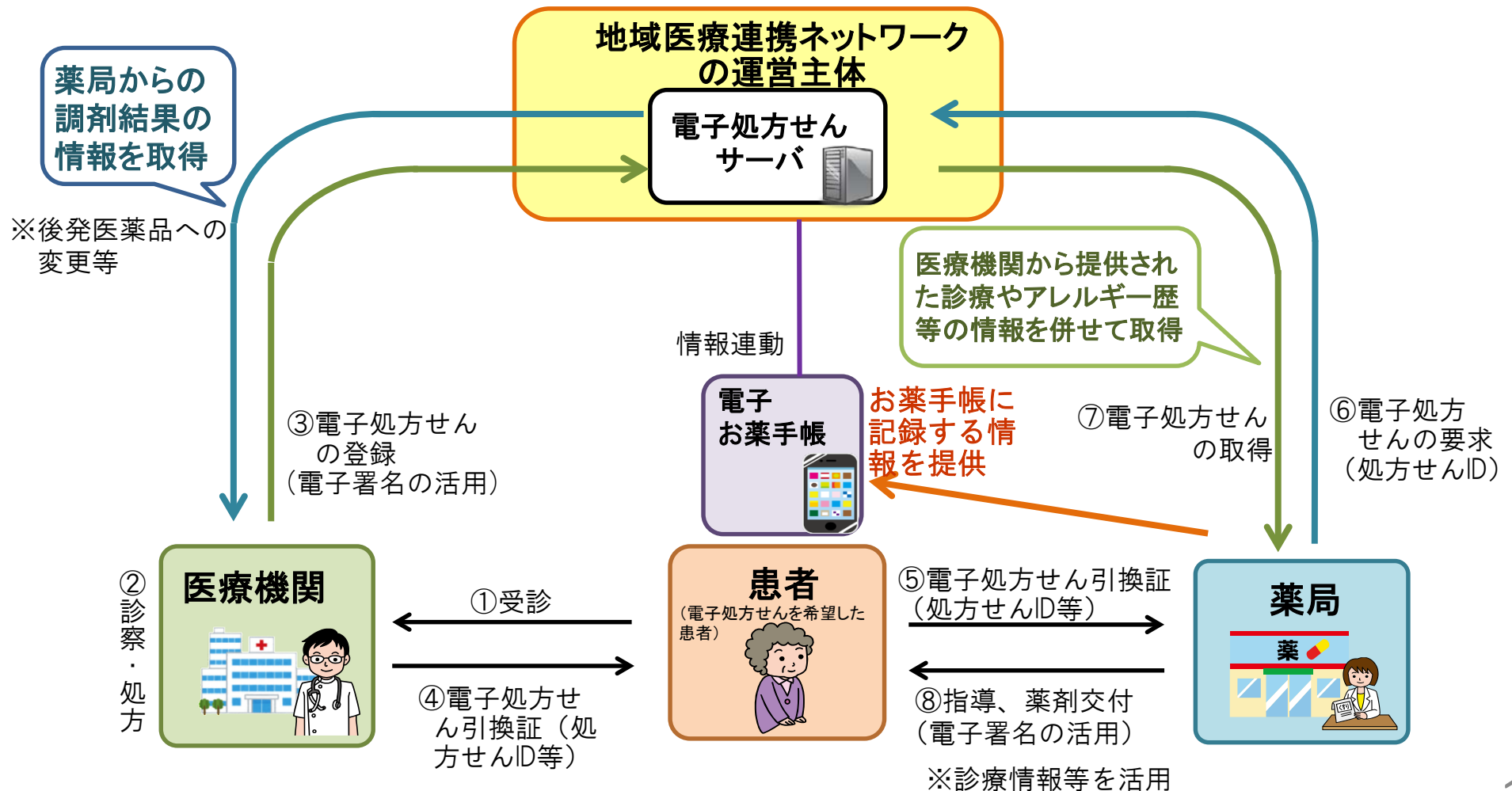
その他医療情報連携ネットワークに関する様々な情報を紹介

- 全国の医療情報連携ネットワークの導入目的や効果などの統計情報を掲載。
- 全国の医療情報連携ネットワークを地域や目的などの条件で検索可能。
- 医療情報連携ネットワーク関連でよく用いられる用語とその意味を掲載。
- 医療情報連携ネットワークを構築するにあたって参考となる資料やリンクを掲載。

電子処方せん

電子処方せんの運用と普及推進

- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年3月施行
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込めるようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）



電子版お薬手帳

電子版お薬手帳について

電子版お薬手帳の意義

【お薬手帳とは】

- 患者の服用歴を記載し、経時的に管理するもの。
- 患者自らの健康管理に役立つほか、医師・薬剤師が確認することで、相互作用防止や副作用回避に資する。

【電子版お薬手帳のメリット】

- ① 携帯電話やスマートフォンを活用するため、携帯性が高く、受診時や来局時にも忘れにくい。
- ② データの保存容量が大きいため、長期にわたる服用歴の管理が可能。
- ③ 服用歴以外に、アプリケーション独自に運動の記録や健診履歴等健康に関する情報も管理可能。

課題と取組状況

【課題】

- 多くのアプリケーションが提供されており、それぞれ閲覧や書込方法等にばらつきがある。
- 紙のお薬手帳とは異なり、薬剤師が容易に閲覧できず、服用歴を確認できない。

【取組】

- どの薬局の情報でも記録できるよう、標準データフォーマット※を拡充・統一し、運用上の留意事項を自治体に発出（平成27年11月27日）。
※ 平成24年に保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）が策定し、順次改訂。
- どのお薬手帳を利用していても、薬局のパソコンから一元的に閲覧できる仕組みを構築（電子版お薬手帳相互閲覧サービスの導入による服薬情報の共有化）
※ 日本薬剤師会が平成28年4月より本格運用開始。

- 【現状】**
- 相互閲覧サービスを利用している電子版お薬手帳の提供組織は現在20を超えている。
 - 薬剤服用歴管理指導料の算定要件を満たした電子版お薬手帳に「対応している」薬局は約3割（平成28年調査）。

平成28年度から予算事業の「患者のための薬局ビジョン推進事業」においてテーマ別モデル事業を実施し、メニューの1つとして電子版お薬手帳の活用を推進する*など、国民・医療従事者への普及啓発を推進
*平成29年度では38自治体中4自治体が実施。

遠隔診療

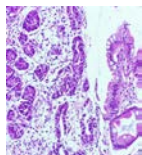
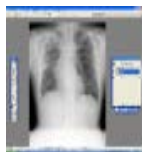
遠隔診療：かかりつけ医による効率的な医療の提供

- 最新の技術進歩を取り入れることで、**医療の質や生産性が向上するよう、診療報酬上の評価**を行っていく。
- 例えば、対面診療と適切に組み合わせて提供することで、**かかりつけ医による日常的な健康指導や疾病管理が飛躍的に向上**。慢性疾患の重症化予防等の領域で活用。

診療報酬における評価

〔医師対医師〕

例) ・遠隔画像診断 ・遠隔病理診断



〔医師対患者〕

例) 心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリング

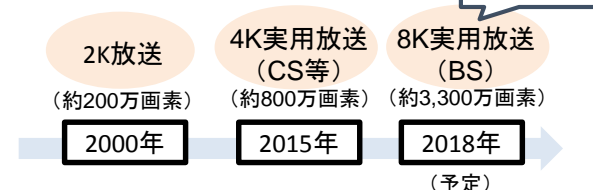
更なる技術革新
提供サービスの多様化

2018(平成30)年度改定に向けて、診療報酬上の評価。

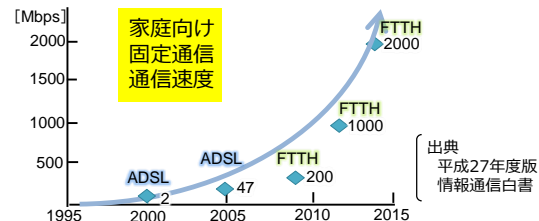
- (例)
- ・オンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理
 - ・血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用した、早期の重症化予防

さらに有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020(平成32)年度以降の改定でも更に反映。

〔解像度の向上〕



〔データ転送速度の向上〕



介護ロボット：厚労省が現場とともに「受け身」から「攻め」の開発へ転換

- 現場主導の開発と普及の加速化により、**利用者の生活の質の維持・向上**と**介護者の負担軽減**を実現する。

厚労省

〔ロボット開発の司令塔〕
現場ニーズの蓄積・
開発のコーディネート

〔現場主導の開発への転換〕

- **利用者・介護者双方の視点で開発スタート**
 - 企業・現場関係者が協議する10の開発プロジェクト

〔普及の加速化〕

- **導入支援の進展と導入効果の実証・評価**
 - 約5000事業所に約50種類のロボットを導入済(例)見守り、移乗支援等のためのロボット
 - 利用者の生活状況の把握を中心に効果実証

開発と普及の好循環

- **企業主導から現場主導の開発へ転換**
 - 現場ニーズと開発シーズをつなぎ、プロジェクトを強力に牽引する「プロジェクトコーディネーター」を育成・配置
 - 2018年度からの新たな開発戦略を検討

- **さらなる導入と活用の促進**
 - 実証結果を踏まえ、2018(平成30)年度介護報酬改定等での評価
 - 導入経費の支援等

新

新

遠隔診療に関する診療報酬

◆ 医師と医師 (D to D)

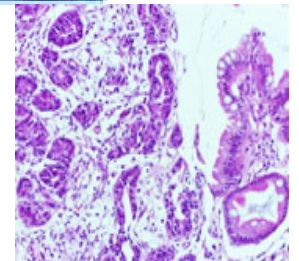
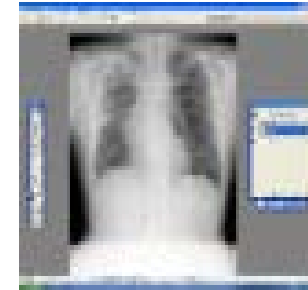
専門的な知識を持って遠隔的に画像診断を行うなど、患者に対する医療サービスが向上している場合は、診療報酬上の評価

・ 放射線画像を専門医のいる病院へ転送

送信側保険医療機関において、撮影料、診断料及び画像診断管理加算を算定。受信側保険医療機関における診断料に係る費用は受信側、送信側の医療機関における相互の合議に委ねる。

・ 病理画像を病理医のいる病院へ転送

送信側保険医療機関において、術中迅速病理組織標本作製及び病理診断料を算定。受信側保険医療機関における診断等に係る費用は受信側、送信側の医療機関における相互の合議に委ねる。



◆ 医師と患者 (D to P)

・ 電話等による再診

電話、テレビ画像等を通じた再診については、患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し治療上必要な適切な指示をした場合に限り算定する。

・ 心臓ペースメーカー指導管理料 (遠隔モニタリング加算)

体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った際に算定する。

情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進④

心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリングの評価

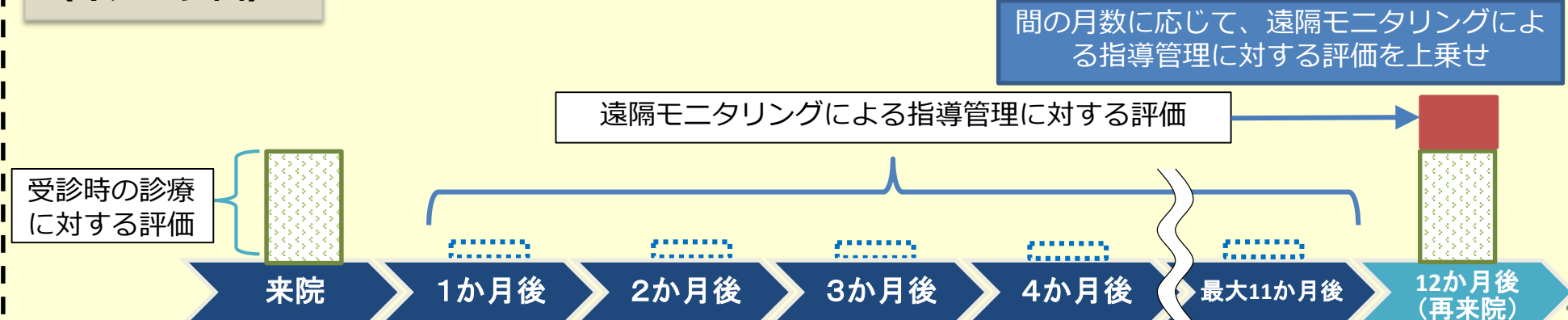
➤ 遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理の評価について、医療機器の取扱いや新たなエビデンスに応じて評価を見直す。

現行	
心臓ペースメーカー指導管理料	
イ 遠隔モニタリングによる場合	550点
ロ 着用型自動除細動器による場合	360点
ハイ又はロ以外の場合	360点



改定後	
心臓ペースメーカー指導管理料	
(削除)	
イ 着用型自動除細動器による場合	360点
ロ イ以外の場合	360点
注5 <u>ロを算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、60点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。</u>	

(イメージ図)



1. 医療・介護・健康分野のネットワーク化推進

- ICTを活用した医療・介護・健康分野のネットワーク化を一層推進するため、これまで進めてきた医療機関間の連携に加え、医療機関と介護施設の連携、医療機関と個人の連携（**遠隔医療等**）**におけるデータ流通のルール作り**に資する**技術課題の解決等に向けた実証事業を実施**

2. 医療・介護・健康分野における先導的ICT利活用研究推進

- 医療等分野における先導的なICT利活用の研究（PHRサービスモデル等の研究、AI保健指導システムの研究及び8K等高精細映像データ利活用の研究）を実施

【H30予算要求】 医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業 9.9億円(H29 3.0億円)

